

## 市役所本庁舎への広告を募集します

### 1 募集内容

No.	場 所	規 格	広告料（税込）	枠数
1	1階東玄関通路壁面	B0判（横向き） 縦1,030mm×横1,456mm	220,000円	1枠
2	1階北側男性用トイレ内	A3判（横向き） 縦297mm×横420mm	73,000円 (4枠セット料金)	4枠
3	1階北側女性用トイレ内 (洗面台横壁面)	A1判（縦向き） 縦841mm×横594mm	73,000円	1枠
4	16階男性用トイレ内	A3判（横向き） 縦297mm×横420mm	27,000円 (3枠セット料金)	3枠
5	16階女性用トイレ内 (洗面台横壁面)	A1判（縦向き） 縦841mm×横594mm	36,000円	1枠

※ 広告料は掲載期間に応じて、日割計算となります。

※ No.2については4枠を1セット、No.4については3枠を1セットとして募集を行います。

### 2 掲出期間

令和8年3月31日(火)までの希望する期間

### 3 募集要項等の配布

管財課（本庁舎5階）で配布します。また、下記URLからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/koukoku/1003155.html>  
(ページID: 1003155)

### 4 申込書等の提出

#### (1) 提出物

- ・ 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第1号）
- ・ 広告原稿
- ・ 会社概要（法人の場合）

#### (2) 提出方法

持参の場合は、市役所5階の管財課へ提出してください（受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。））。

郵送の場合は、「〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 理財部  
管財課あて」送付してください。

### 5 広告主の決定方法

- ・ 先着順に申込受付及び審査を行い、広告主を決定します。
- ・ 広告内容等は、掲載基準等に照らして審査します。

## 6 広告掲載の決定後の手続き

### (1) 広告掲載・不掲載決定の通知

市から申込者に対し、広告掲載の可否や掲載可となった場合の掲載箇所、今後の事務手続き等について通知します。

### (2) 行政財産使用許可申請書の提出

広告掲載が決定した場合は、(1)の通知に添付されている「行政財産使用許可申請書」を指定期日までに管財課へ提出してください。

### (3) 広告原稿（ポスター）の提出

広告掲載開始日までに、掲載用ポスターを管財課へ提出してください。

### (4) 広告掲載料の納付

市から納入通知書を送付しますので、指定期日までに納付してください。

## 7 関係資料

- 広告掲出場所概略図
- 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第1号）
- 宇都宮市広告事業実施要綱
- 宇都宮市広告事業掲載基準
- 宇都宮市施設内広告掲出取扱要領
- 宇都宮市施設内広告掲出基準

## 8 問い合わせ先

宇都宮市理財部管財課管理グループ TEL 028-632-2145（直通）